

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

規則

○都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....(総務局行政部政課) 一

告示

- 地籍調査事業計画の策定.....(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課) 六
- 建築基準法による一団地の区域.....(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課) 八
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定.....(環境局環境改善部化学物質対策課) 八

告示(公)

- 技能検定員審査の実施..... 九
- 教習指導員審査の実施..... 一〇
- 古物営業法による行政処分についての聴聞..... 一一
- 土地区画整理組合の理事の辞任.....(都市整備局市街地整備部民間開発課) 一三
- 都議会議決事項.....(財務局主計部議案課) 一三

規則

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十四年八月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

東京都規則第二百二十七号

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則(昭和五十年東京都規則第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表事業所数の項数値の算定の基礎の欄中1を削り、同欄2中「附則第二條の規定による廃止前の事業所・企業統計調査規則(昭和五十六年総理府令第二十六号)」を削り、「一般飲食店の数及び遊興飲食店の数」を「従業者二十人未満の卸売業・小売業事業所の数並びに飲食店及び持ち帰り・配達飲食サービス事業所の数」に改め、同欄中2を1とし、3を2とし、同項数値の算定の方法の欄中「商業統計調査規則の規定により調査した平成十九年六月一日現在における当該特別区の区域内の従業者二十人未満の事業所の数、」及び「附則第二條の規定による廃止前の事業所・企業統計調査規則」を削り、「平成十八年十月一日」を「平成二十一年七月一日」に、「一般飲食店の数及び遊興飲食店」を「従業者二十人未満の卸売業・小売業事業所の数並びに飲食店及び持ち帰り・配達飲食サービス事業所」に改め、同表小学校費に係る学級数の項及び中学校費に係る学級数の項中「同意」を「認証」に改め、同表年度支払額の項数値の算定の基礎の欄1中「平成十九年度特別区都市計画交付金交付要綱(平成十九年八月三十一日十九総行区第三百二十五号総務局長決定)」を削り、「及び平成二十二年度特別区都市計画交付金交付要綱」を、「平成二十二年度特別区都市計画交付金交付要綱(平成二十三年九月二十二日二十三総行区第二百三十三号総務局長決定)により」に改め、同欄中8を削り、9を8とし、10を9とし、11を10とし、10の次に次のように加える。

11 平成二十三年度において、単位費用の算定に当たつて臨時的起債充当した地方債収入相当額の当該年度の元利償還分として知事が定める額

第五条第三項の表一の部4の款(2)の項及び(3)の項中「段階補正」の下に、「密度補正」を加える。

●東京都告示第千二百五十五号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十四年八月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

山崎 弘 人

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

西東京市緑町三丁目二千九百八十三番一
 平成二十四年七月十九日

小平市小川町二丁目七百七十二番三、七百七十三番、七百七十四番一、同番二、七百七十五番一、同番二、同番四、同番五、七百七十六番二、七百九十二番一、同番三、同番四、七百九十三番四、同番五、七百九十四番一から同番三まで、七百九十五番一から同番三まで、七百九十六番一、同番二、七百九十七番、七百九十八番二、同番三、七百九十九番二、八百十四番二、八百十五番、八百十六番、八百十七番二、八百二十九番三、八百三十番一から同番六まで、八百三十一番一、八百三十二番二及び同番六

小平市津田町二丁目千四百九十一番一から同番三まで、千五百二十三番六、千五百二十六番百三十四から同番百四十四まで、同番三百十二、同番三百十六、同番三百二十、同番三百二十一及び同番三百二十四

平成二十四年七月二十三日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（小平市花小金井一丁目六番二十号）

●東京都告示第千二百五十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年八月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（目黒区中目黒二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第2711号

技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。) 第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成24年8月13日

東京都公安委員会

委員長 大田 芳 枝

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車免許技能検定員審査
- (4) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型自動二輪車免許技能検定員審査
- (6) 普通自動二輪車免許技能検定員審査
- (7) 牽引^{けんいん}免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 技能検定に関する技能

- ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
- イ 自動車の運転技能に関する観察及び探点の技能
- (2) 技能検定に関する知識

